

第2号議案 定款改正案について

【改正を検討する条文・内容・理由】

①名称変更（定款第4条4）

変更後	現 行
(4) <u>公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会</u> その他医療社会事業に関する関係機関との連絡協調	(4) <u>公益社団法人日本医療社会福祉協会</u> その他医療社会事業に関する関係機関との連絡協調

変更理由

2021年（令和3年）より団体名称が変更になっている。

②退会（定款第8条第3項）

変更後	現 行
3 会費を <u>2年以上</u> 納入しない場合は、退会したものとみなす。	3 会費を <u>3年以上</u> 納入しない場合は、退会したものとみなす。

変更理由

3年遡って、督促をしている現状だが、納入率は低い。他団体の例も参考とし、1年短縮し、今後は新規および再入会会員拡大の工夫に努めていく。

③書面による議決権の行使（定款第29条）

変更後	現 行
<p>（<u>書面または電磁的方法による議決権の行使</u>）</p> <p>総会に出席できない会員が<u>書面または電磁的方法</u>により、議決権を行使する場合は、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面または電磁的方法により法人に提出しなければならない。この場合において、<u>書面または電磁的方法</u>によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。</p>	<p>（<u>書面による議決権の行使</u>）</p> <p>総会に出席できない会員が<u>書面</u>により、議決権を行使する場合は、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を法人に提出しなければならない。この場合において、<u>書面</u>によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。</p>

変更理由

社員は、必要な事項を記載した議決権行使書面または電磁的方法をその法人に提出することにより議決権を行使することができる（一般社団法人法 51、52）に準ずると共に、協会運営のDX化を推進していくため。

④決議の省略（定款第30条）

変更後	現 行
理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が <u>書面または電磁的方法</u> により同意の	理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が <u>書面</u> により同意の意思表示を

意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。	したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
--	-----------------------------------

変更理由

社員は、必要な事項を記載した議決権行使書面または電磁的方法をその法人に提出することにより議決権を行使することができる（一般社団法人法 51、52）に準ずると共に、協会運営のDX化を推進していくため。

⑤事業計画及び収支予算（定款第 44 条）

変更後	現 行
<p>この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、<u>理事会の承認</u>を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、その事業年度開始の日から 3 月以内に<u>理事会の承認</u>を得るものとする。</p> <p>4 前項において、<u>理事会の承認</u>を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入及び支出することができる。</p> <p>5 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。</p> <p>※第 2 項及び第 5 項は、変更なし。</p>	<p>この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、<u>理事会の承認を経て総会の承認</u>を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、その事業年度開始の日から 3 月以内に<u>総会の決議</u>を得るものとする。</p> <p>4 前項において、<u>総会の承認</u>を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入及び支出することができる。</p> <p>5 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。</p>

変更理由

同じ公益社団法人である日本医療ソーシャルワーカー協会は、年 1 回の総会で決算・事業報告と同時に予算事業計画の報告を行っており、当協会は、現在の総会開催に伴う事務的負担軽減を図る。

⑥定款の変更（定款第 48 条 1）

変更後	現 行
<p>この定款は、総会において会員総数の <u>3 分の 2 以上</u>の決議により変更することができる。</p>	<p>この定款は、総会において会員総数の <u>4 分の 3 以上</u>の決議により変更することができる。</p>

変更理由

一般社団法人は社員総会の特別決議（原則として総社員の半数以上かつ

総議決権の3分の2以上の多数決議)によって定款を変更することができる(一般社団法人法49Ⅱ④, 146)に準ずる。

以上